

○佐原正秀委員長 ほかにご質疑ございませんか。

田中雅人委員。

○田中雅人委員 私からは、市長を含む三役の退職金支給条例についてということで、特別職報酬等審議会への諮問が必要ではないのかと。一般質問でも質問させていただいてきましたけれども、これまでの質疑の中で、条例により支給をする、それから在職1日であっても1カ月としてカウントすると。それで、教育長のいわゆる在職の期間が、法律が変わっていますから、それを4年に換算した場合、並べて比較するという意味でお伺いしますと、およそ4年間で三役の支給執行というのは3,800万円ほどになるということも明らかになりました。この点で、一般質問でも伺ってはおりますけれども、改めてこのような形で執行される、私、福島県知事の退職金はなんて調べてみますと、1期4年で3,396万円らしいですね。これを1月に直しますと70万7,500円、「えっ」とこう、これは月ですね、ということなんですけれども、こういった点をそろそろ、福島県は鈍いらしいです、対応が、政経東北の書いた記事を読みますと、ほかのところはいろいろ動きがある、7カ所の県知事は退職金ゼロになっているとか、市の場合は何十カ所の市で廃止しているというようなところもあるようです。こういった状況、いわゆる財政をといた状況、私は仕事が忙しくてなかなか大変なもんだなという認識を持つものですが、そうは思いますけれども、ほかとの比較等を考えて果たしてこれでよいのかという点を、私は決算ではやはり明らかにしていくということは大事だと思っていますので、その点で市長の考えを伺いたいと思います。

○佐原正秀委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） 特別職の報酬等の審議会の審議事項につきましては、審議過程の中でお話があったかと思えますけれども、市長、副市長、教育長の給料の額及び議員報酬の額などとなっております。これらの額の改定に関する条例を議会に提出しようとするときには、その額について審議会の意見を聞くこととなっており、三役の退職手当についてはこの規定では含まれていないところでございます。県内12市においても退職手当を審議事項としている事例はございませんけれども、退職手当の見直しについては、いわゆる今考えが告示しあったわけでありまして、それらも含めて、地方も含めて今後検討してまいりたいと思っております。

○佐原正秀委員長 田中委員。

○田中雅人委員 参考までにといいとあれですが、小泉首相が5年の任期で退職をされました。それで、それは規定によって支給されているようですけれども、1年間でおおよそ131万円、ですから5年間でしたので約650万円前後ということかと思えますけれども、そういう資料も国会のそういった資料のところにお問い合わせしますと出てきます。私は、個人的には何かこういった形が市民感情に合うのかなというような感じを率直に持っています。ゼロだからよいというような思いではなくて、しかし、現実には市長の場合4年で2,052万円というのが明らかになって、もう既に過去にも執行されているわけです。月に直すと42万7,500円という形に単純

になります。毎月の報酬、給与と合わせて支給をしたらというような議論も全国的にはあるようです。そうすれば現実的な中身が市民の皆さんにわかりやすくなるという、表現の仕方はそういうこともあるのかとこうは思いますけれども、その辺で何うわけですけれども、その諮問ができないという理由は条例によってそれができないんだということですから、そうしますと、早急に条例の中身を検討するという作業に入るのでしょうか。その点をお伺いしておきます。

○佐原正秀委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） お答えさせていただきます。

委員がご指摘のとおり、金額は別といたしまして、その報酬等審議会の委員は各界を代表する方々で構成されておりまして、市民の意見を代表して今まで報酬等審議会の中でご議論をいただき、議会の承認をいただいて決定してきたところであります。しかしながら、残念ながらこの退職金につきましてはその審議事項に入っていないということでございますので、これらについても今お話がありましたように、福島県は少し全国から見えておけているのではないかという話もありますけれども、それらも含めて、報酬等審議会の条例の改正等も含めて、これからそれらの手法も含めて検討してまいりたいと思っておりますので、ご了解をいただきたいと思えます。

○佐原正秀委員長 田中雅人委員。

○田中雅人委員 検討して結果を出すと、要するに、特別職報酬等審議会で審議できる環境にすると、諮問内容に入っていないからできないという理由ですから、諮問できるような形に条例を改正すると受けとめてよろしいんですね。そのような方向で検討すると受けとめたいと思えますが、それでよろしいですか。

○佐原正秀委員長 答弁を求めます。

市長。

○市長（遠藤忠一君） そのとおりでございます。その手法はさまざまいろいろあると思えます。

小泉首相の例も申されました。その地方自治体の長、あるいは議会の皆さん方については退職金がないということでございますので、それらも含めて全国的な流れ、あるいはまたその市民として退職金がどうかということも含めて、条例改正も含めて検討してまいりたいと思えますので、ご了承いただきたいと思えます。